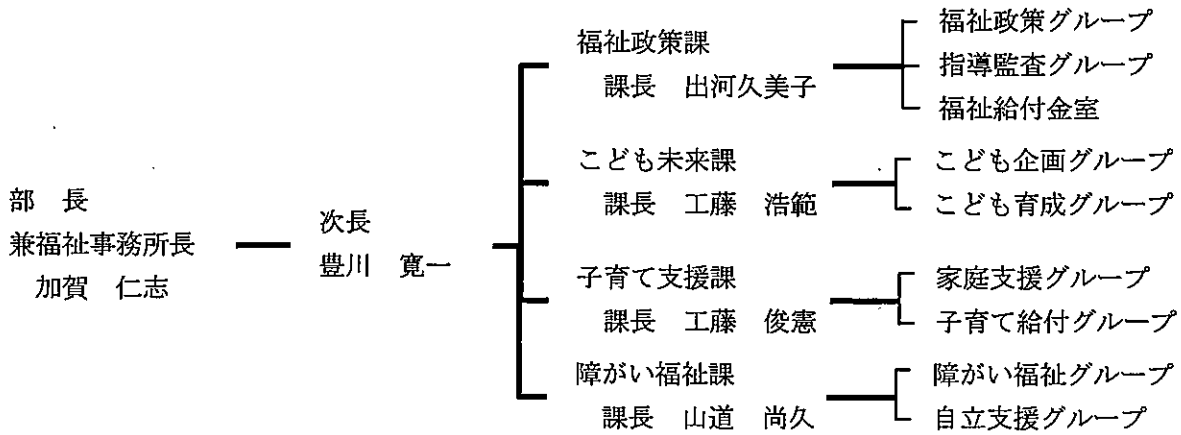


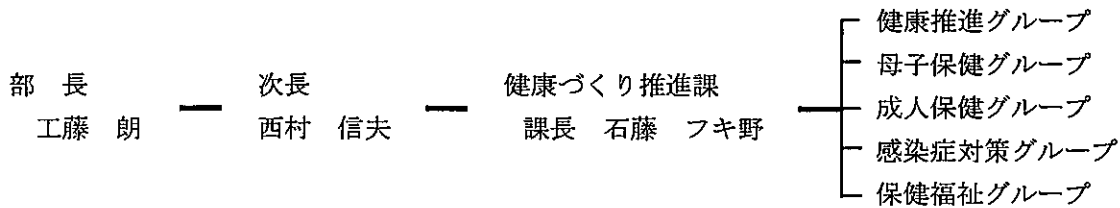
市の子ども・子育て支援事務事業について

◎機構図

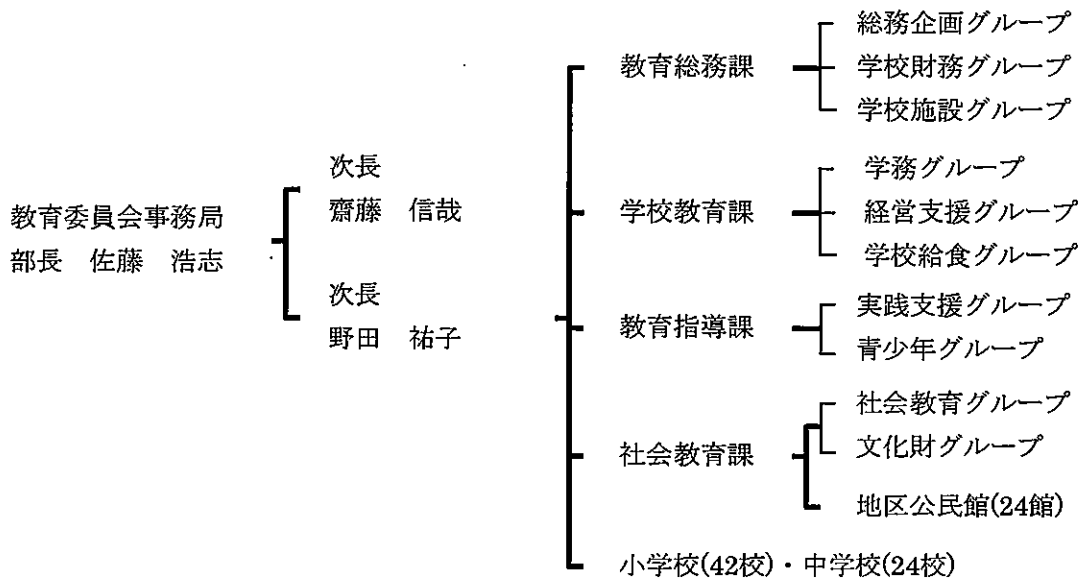
【福祉部】 (関係課のみ記載)



【健康部】 (関係課のみ記載)



◎参考 (教育委員会機構図)



<p>主な担当事務</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域福祉計画に関すること ② 民生委員児童委員及び民生委員推薦会に関すること ③ 災害時要援護者の支援に関すること ④ 災害弔慰金の支給等に関すること ⑤ 社会福祉法人の定款等の認可及び指導監査等に関すること ⑥ 旧軍人等の恩給及び戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること ⑦ 社会福祉関係団体の育成等及び社会福祉協議会に関すること ⑧ 八戸市社会福祉事業団との連絡調整に関すること ⑨ 日本赤十字社に関すること ⑩ 集会場、福祉公民館及び総合福祉会館の運営管理の調整に関すること ⑪ 地域集会施設に関すること ⑫ 市民保養所洗心荘に関すること ⑬ 地域の安心・安全見守り協定に関すること ⑭ 臨時福祉給付金の支給に関すること ⑮ 年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に関すること
<p>平成 28 年度の 主な事務・事業</p>	<p>■第 3 期地域福祉計画 地域の支えあいによる健康・福祉分野の施策を総合的に推進するため、第 3 期計画（平成 28～32 年度）を着実に推進するとともに、進行管理を行う。</p> <p>■民生委員児童委員の一斉改選 今年度、3 年間の民生委員児童委員（定数 509）の任期が一斉に切れることから、町内会等を通じて候補者の推薦を依頼し、推薦会を開催し県に進達する。</p> <p>■災害時要援護者支援事業 災害発生時に、自力での避難が困難な方々（要援護者）を地域で支援する体制を構築するため、民生委員等の協力を得て、要援護者の把握・登録に努める。 必要な方への制度の周知及び地域との情報共有のため、広報などでの周知及び市と協定を締結した町内会や自主防災組織等の地域の支援団体への情報提供を行う。</p> <p>■社会福祉法人の定款認可、指導監査等に係る事務 当市が所轄する社会福祉法人（主たる事務所が市の区域内にあり、事業実施区域が市の区域を越えない法人に限る）の定款の認可、報告徴収、検査等の事務を行う。</p> <p>■臨時福祉給付金等の支給に関する事務 消費税率の引き上げに伴う臨時的な給付措置として、所得の低い方々への負担の影響を緩和するため臨時福祉給付金を支給するほか、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者および障害・遺族基礎年金受給者の方々を支援するため、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給する。</p>

こども未来課の事務

<p>主な担当事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもに関する総合的な企画及び連絡調整に関すること ② 延長保育事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び病児保育事業に関すること ③ 施設型給付費等の支給に関すること ④ 入所措置に係る費用、国庫負担金等の請求及び清算に関すること ⑤ 幼稚園就園奨励費補助金等に関すること ⑥ 私立保育所の整備に関すること ⑦ 保育料の決定及び徴収に関すること ⑧ 認可外の保育施設に関すること ⑨ 子育てサロンに関すること ⑩ 八戸市子ども・子育て会議に関すること ⑪ 八戸市次世代育成支援行動計画に関すること ⑫ その他児童の保育に関すること
<p>平成 28 年度の 主な事務・事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■八戸市子ども・子育て会議に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 八戸市子ども・子育て会議（平成 25 年度設置）では、第 2 期八戸市次世代育成支援行動計画の実施状況に係る審議のほか、特定教育・保育施設の利用定員の設定、中核市移譲事務に係る条例案、保育所等の認可申請等の審議を予定している（4 回の開催を予定）。 ■教育・保育施設への入所等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度に移行した教育・保育施設（80 か所）への入所を希望する児童に対し、利用支援のほか、利用者負担額（保育料）の決定及び徴収、給付に関する支給認定及び施設型給付費等の支給を行う。 ※教育・保育施設・・・認定こども園（52 か所）、幼稚園（5 か所）、保育所（23 か所） ■子育てつどいの広場事業 <ul style="list-style-type: none"> 親子が気軽に集い、様々な遊びや体験を通じて相互に交流を図る場（「こどもはっち」）を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行うとともに、子育てに関わる個人、団体の活動と交流の拠点として、中心市街地の賑わいの創出を図る。 ■地域子育て支援センター事業 <ul style="list-style-type: none"> 地域の保育所等において、保護者同士の交流の場の提供、育児相談、育児講座などを開催し、地域ぐるみの子育て支援を行う。 ■病児・病後児保育事業 <ul style="list-style-type: none"> 病気の回復期に至っていない児童（病児）及び病気の回復期にある児童（病後児）で、集団保育が困難で、かつ、保護者が就労等により家庭で保育できない児童を病院又は保育所等で一時的に保育を行う。

■中核市移行に伴う移譲事務の概要(健康・福祉部門、所管課別)

所管部課名	福祉部 こども未来課 (こども企画グループ、こども育成グループ)
移譲事務数	79
関係法令等	児童福祉法、認定こども園法

主な事務概要	No	事務名	事務の内容	移行の効果
	1	児童福祉施設の設置認可及び指導監査に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の設置認可 ・ 保育所の指導監査 	より身近な市が行うことにより、事業者・利用者に対し迅速できめ細やかな対応が可能となる。
	2	幼保連携型認定こども園の設置認可及び指導監査に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園の設置認可 ・ 幼保連携型認定こども園の指導監査 	より身近な市が行うことにより、事業者・利用者に対し迅速できめ細やかな対応が可能となる。
	3	認可外保育施設等の届出・受理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可外保育施設等からの各種届出の受理 ・ 認可外保育施設等に対する報告聴取、設備等の調査など 	より身近な市が行うことにより、事業者・利用者に対し迅速できめ細やかな対応が可能となる。

移行準備事務	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 ➢ 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定など
設置予定の附属機関	
特記事項	

子育て支援課の事務

<p>主な担当事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① ひとり親家庭等医療費に関する事 ② 乳幼児等医療費に関する事 ③ 児童手当に関する事 ④ 児童扶養手当に関する事 ⑤ 遺児援護対策事業に関する事 ⑥ 放課後児童健全育成事業に関する事 ⑦ 児童館に関する事 ⑧ 助産施設及び母子生活支援施設に関する事 ⑨ 家庭、児童及び女性の相談に関する事 ⑩ 高等職業訓練促進給付金等に関する事 ⑪ 結婚支援活動に関する事 ⑫ “読み聞かせ”キッズブック事業に関する事 ⑬ その他子育て支援事業に関する事
<p>平成 28 年度の 主な事務・事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ひとり親家庭等医療費給付事業 ひとり親家庭等の健康保持と福祉の増進を図るため、児童及びその父又は母に係る医療費の助成を行う。 ■乳幼児等医療費給付事業 乳幼児等の健康の保持・増進及び出生育児環境の向上を図るため、乳幼児等に係る医療費の助成を行う。 ■放課後児童健全育成事業 児童の健全育成を図るため、保護者が労働等により昼間いない家庭の小学生を対象に学童保育を実施する。 ■児童館管理運営事業 児童の健康を増進し情操を豊かにすることを目的とし、市内 15カ所の児童館を運営する。 ■家庭及び女性相談事業 家庭相談員 1 名及び女性相談員 2 名を配置し、家庭や児童に関する問題、女性保護に関する問題など、様々な相談に対応する。 ■子育て情報整備事業 子育て情報 Web サイト「はちすく」、メールマガジン「はちすく通信」により、子育て情報を提供する。 ■母子父子寡婦福祉資金貸付業務（中核市移譲事務） 母子家庭、父子家庭、寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、福祉資金の貸付を行う。

■中核市移行に伴う移譲事務の概要(健康・福祉部門、所管課別)

所管部課名	福祉部 子育て支援課
移譲事務数	80
関係法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法

主な事務概要	No	事務名	事務の内容	移行の効果
	1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> 母子父子寡婦福祉資金の貸付・償還に関する事務 母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うための特別会計設置、予算決算及び国への報告に関する事務 	窓口の一元化により、利用者の利便性の向上が図られる。
	2	母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等就業・自立支援センター事業（母子・父子・寡婦家庭への就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供などの実施） 母子家庭等日常生活支援事業 	窓口の一元化により、利用者の利便性の向上が図られる。
	3	児童福祉施設（助産施設・母子生活支援施設）に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 設置認可・変更の届出など 指導監査に関する事務 	県への進達が省略されることによって、事務のスピードアップが図られる。

移行準備事務	<ul style="list-style-type: none"> 八戸市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の制定 八戸市特別会計条例の改正 など
設置予定の 附属機関	
特記事項	

障がい福祉課の事務

<p>主な担当事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく福祉の企画及び調整に関すること ② 障害者総合支援法に基づく介護給付等の支給に関すること ③ 心身障害者医療費に関すること ④ 身体障害児及び身体障害者の補装具の給付に関すること ⑤ 心身障害児及び心身障害者の日常生活用具の給付に関すること ⑥ 八戸市低所得者階層に対する青森県心身障害者扶養共済掛金の補給に関すること ⑦ 特別児童扶養手当等に関すること ⑧ 心身障害者福祉手当の支給に関すること ⑨ 身体障害者手帳、愛護手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関すること ⑩ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく関係団体の育成に関すること ⑪ その他心身障害者、知的障害者及び精神障害者等の福祉に関すること ⑫ 障害者虐待防止法に関すること
<p>平成 28 年度の 主な事務・事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中核市移行事務 ■ 第 3 次八戸市障害者計画策定事務 ■ 福祉避難所整備事業 ■ 障がい者就労支援団体ネットワーク事業

健康づくり推進課の事務（子ども・子育て支援関係分）

<p>主な担当事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種健(検)診に関すること ② 母子保健(学童にかかるものを除く。)に関すること ③ 成人保健に関すること ④ 栄養指導に関すること ⑤ 保健推進員に関すること ⑥ 感染症の予防に関すること ⑦ 予防接種に関すること ⑧ 小児慢性特定疾病に関すること ⑨ 精神保健福祉に関すること ⑩ その他健康づくりに関すること
<p>平成 28 年度の 主な事務・事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■母子訪問指導事業 母子保健法及び児童福祉法に基づき、母子の健康の保持増進を図るため、妊産婦の妊娠・分娩・産後の健康管理と子育て支援に関する情報提供を行うとともに、乳幼児の健やかな発育・発達を支援する。 ■予防接種実施事業 感染のおそれがある疾病の発生及びまん延の予防を図るため、予防接種法に基づき乳幼児及び高齢者を対象としたワクチンの接種を行う。 ■未熟児養育医療の給付 母子保健法第 20 条に基づき、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院が必要と診断された乳児に対して、その養育に必要な医療を給付する。(今年度より子育て支援課から移管)。